

2020年度
湘北短期大学学則

学校法人ソニー学園

湘北短期大学学則

第1章 総則

(目的及び使命)

- 第1条 本学は、湘北短期大学と称し、校舎を神奈川県厚木市温水字長久保428番地に置く。
- 2 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、職業または实际生活に必要な専門の学芸とその实际的活用を深く研究し教授することにより、社会でほんとうに役立つ人材を育て、もって社会の発展に寄与することを目的とする。
- 3 学科の人材の育成に関する目的、その他の教育研究上の目的は次の通りとする。
- (1) 総合ビジネス・情報学科は、ビジネス知識・IT活用能力・ビジネスの实践的技能を備えた社会で役に立つ人材を育てる。
- (2) 生活プロデュース学科は、心身ともに快適で豊かな生活を創り出していくとともにビジネス社会で活躍する女性を育てる。
- (3) 保育学科は、保育に必要な知識と技能を修得し、实践的指導力と創造性を身につけ、乳幼児の豊かな心と想像力を養うことができる人材を育てる。
- 4 前2項の目的を達成するため、学修成果及び湘北教育基本方針（「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー））入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を別に定める。

(目標達成と評価)

- 第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 本学は、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うため、アセスメント・ポリシーを別に定める。
- 3 本学は、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。
- 4 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(教育内容及び方法等の改善)

- 第3条 本学は、授業内容及び方法等の改善を図るための組織的な研修及び研究（FD）を実施する。
- 2 前項の実施に必要な事項は、別に定める。

(教職員の能力開発)

- 第3条の2 本学は、管理運営及び教育支援のための教職員の能力開発（SD）を実施する。
- 2 前項の実施に必要な事項は、別に定める。

第2章 学科、センター、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第4条 本学において設置する学科の学生定員は次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
総合ビジネス・情報学科	220人	440人
生活プロデュース学科	125人	250人
保育学科	135人	270人

- 2 保育学科にあつては、児童福祉法施行規則等により、学級数の定めが必要とされる演習・実習・実技科目については、これを3とする。ただし、学年毎の実員状況に応じ、これによらない場合がある。

(3センター)

第4条の2 本学の教育及び学生指導の充実を図るため次のセンターを置く。

- 一 インターンシップセンター
- 二 グローバルコミュニケーションセンター
- 三 リベラルアーツセンター

- 2 センターの業務について必要な事項は別に定める。

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学の修業年限は2年とする。

- 2 学生の在学期間は4年を超えることができない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて次の2期とする。

- 前期 4月1日から9月30日まで
- 後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、後期に属する授業科目は夏季休業日終了の翌日から始めることができる。

(休業日)

第8条 本学における休業日を次のとおり定める。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 学園創立記念日 11月13日
 - (4) 春季休業日 別に定める休業日とする。
 - (5) 夏季休業日 別に定める休業日とする。
 - (6) 冬季休業日 別に定める休業日とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け又は休業日を変更することができる。
 - 3 保育学科においては、休業日に実習を実施することがある。
 - 4 総合ビジネス・情報学科、生活プロデュース学科においては、休業日にインターンシップを実施することがある。

(授業日数)

第9条 授業日数は試験等の日数を含め年間35週を原則とする。

第4章 教育課程及び履修方法等

(開設授業科目及びその単位数)

第10条 本学においては、リベラルアーツ科目、国際理解科目、インターンシップ科目、就業力育成科目、保健体育科目、専門教育科目及び日本語科目に関する授業科目及びその単位数を別表（1-I～VIII）のとおり開設する。

第5章 履修の方法、学習の評価、課程修了の認定及び卒業

(履修の方法)

第11条 本学において開設する授業科目はこれを必修及び選択科目とし、履修の方法についてはこの学則に定めるものの他別に定める。

(履修すべき科目の登録)

- 第12条 学生は毎学年度の当初に当該年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。
- 2 学生は前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修した単位を取得することはできない。

(単位取得の認定)

第13条 各授業科目の履修を修了した者には認定の上単位を与える。

- 2 取得単位の認定の方法は、試験、論文その他の方法によるもの（以下「試験等」という。）と

し、その方法については各授業科目の担当者がこれを決める。

(試験等の時期)

第14条 試験等の時期は、原則として学期末または学年末とする。ただし各授業科目の担当者が必要と認めた時は臨時に行うことができる。

(試験等の受験資格)

第15条 当該授業科目の履修について事前に登録していない者は試験等を受けることはできない。

2 当該授業科目の出席回数が、実授業回数の3分の2に満たない者は、試験等を受けることはできない。

(追試験・再試験)

第16条 病気等止むを得ない事情により試験等を受験できなかった者に対し、願い出により追試験を行うことがある。

2 試験等の結果不合格となった者に対し、願い出により再試験を行うことがある。

(成績の評価)

第17条 試験等の成績評価はAA(90点～100点)・A(80点～89点)・B(70点～79点)・C(60点～69点)・D(60点未満)・E(履修放棄)、N(認定)をもって表し、C以上及びNを合格とする。

2 成績評価の方法について必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第18条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、総合ビジネス・情報学科、生活プロデュース学科の別に定める授業科目、及び保育学科の「保育・教職実践演習(幼稚園)」「保育実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」は15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験・実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、総合ビジネス・情報学科、生活プロデュース学科の別に定める授業科目、及び保育学科の「体育実技/理論」は30時間の授業をもって1単位とする。

(4) 一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前掲各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目の単位については、学修の成果を考慮して、本学において定める単位とする。

(卒業の要件)

第19条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、次の規定による所定の単位を修得しなければならない。

(1) 総合ビジネス・情報学科

①リベラルアーツ科目	12単位以上
②国際理解科目	2単位以上
③インターンシップ科目	0単位以上
④就業力育成科目	2単位以上
⑤専門教育科目	46単位以上
⑥日本語科目	0単位以上
合計	68単位以上

(2) 生活プロデュース学科

①リベラルアーツ科目	12単位以上
②国際理解科目	2単位以上
③インターンシップ科目	0単位以上
④就業力育成科目	2単位以上
⑤専門教育科目	40単位以上
⑥日本語科目	0単位以上
合計	68単位以上

(3) 保育学科

①リベラルアーツ科目	2単位以上
②国際理解科目	2単位以上
③就業力育成科目	0単位以上
④保健体育科目	講義1単位、実技1単位、計2単位
⑤専門教育科目	55単位以上
⑥日本語科目	0単位以上
合計	63単位以上

(免許及び資格の取得)

第20条 本学において取得できる免許及び資格の種類は次のとおりとする。

保育学科 教育職員免許状(幼稚園教諭2種)

保育士資格

(1) 教育職員免許状(幼稚園教諭2種)を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を取得しなければならない。

(2) 保育士資格を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法施行規則に定める科目及び単位を取得しなければならない。

(課程修了の認定及び卒業)

第21条 学長は、本学に2年以上在学し、第19条に定める単位を修得して、2年の全課程を

修了したと認定した者に対し、教授会の審議を経て、卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業した者に対して、本学「学位規程」の定めるところにより、短期大学士の学位を授与し、学位記を交付するものとする。

3 短期大学士の学位には、学科ごとに次の専攻分野を付記するものとする。

(学科)

(学位)

総合ビジネス・情報学科

短期大学士（総合ビジネス・情報）

生活プロデュース学科

短期大学士（生活プロデュース）

保育学科

短期大学士（保育）

4 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、本学の名称を次のとおり付記しなければならない。

短期大学士（専攻分野）（湘北短期大学）

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第22条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学（本学他学科を含む。）又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により履修した授業科目は、第10条に規定する授業科目の区分の一つにおいて、修得単位として認定する。（第23、24条で認定する授業科目も同様に扱う。）

3 前2項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合修得したものとみなすことのできる単位数は、第1項及び第2条第2項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第23条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第24条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学前に他の短期大学（本学他学科を含む。）又は大学において履修した授業科目について修得した単位、その他文部科学大臣が別に定める学修を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したとみなし、又は単位を与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて15単位を超えないものとする。

第6章 入学、退学、転学及び休学

(入学の時期)

第25条 入学のできる時期は毎学年の始めとする。

(入学の資格)

第26条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学において実施する入学
者選抜に合格した者とする。

- 一 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学
校教育を修了した者を含む)
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣
の指定した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満た
すものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した
者
- 六 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設におい
て当該課程を修了した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により、文部科学大臣の行う高
等学校卒業程度認定試験に合格した者(廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検
定に合格した者を含む)
- 八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認
めた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第27条 本学の入学者選抜に出願する者は、別表2に定める入学検定料を添えて本学所定の書
類を提出しなければならない。

- 2 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については別に定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、一般選抜において併願出願をする場合には入学検定料を減免す
ることがある。

(入学者選抜)

第27条の2 前条の出願者に対しては「入学者選抜規程」により、選考の上教授会の審議を経て学長
が合格を決定する。

(再入学)

第28条 願いにより本学を退学した者が、退学後2年以内に再入学を希望するときは選考の上
入学を許可することがある。

2 この場合、退学前に修得した単位の全部又は一部をすでに修得したものとして認めることがある。この認定は教授会の審議を経て学長が行う。

3 再入学に関する必要な手続きは別に定める。

(転学科)

第29条 転学科を申請する者に対しては、受け入れ学科に欠員のある場合に限り選考の上、許可することがある。

2 転学科に関する必要な手続きは別に定める。

(転入学)

第30条 本学に転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上入学を許可することがある。

2 転入学に関する必要な手続きは別に定める。

(再入学、転学科、転入学の検定料)

第30条の2 再入学、転学科又は転入学を希望する者は、それぞれ別表2に定める検定料を納入しなければならない。

(入学手続き等)

第31条 本学の入学選考に合格した者は、指定の期間内に第39条に定める学納金を納入し本学の指定する書類を提出しなければならない。

2 学長は前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人の選任)

第32条 入学手続きを行う者は、保証人を1名定め、本学の指定する入学手続き期間内に届け出なければならない。

2 保証人は父母または独立して生計を営む成人でなければならない。

3 保証人として不適当な事由が判明したときは、本学は保証人の変更を命じることが出来る。

4 保証人の届出事項に変更があったときは、速やかに届け出なければならない。

(保証人の責任)

第32条の2 保証人は、学納金負担者となるものとする。

2 保証人は、保証する学生が本学に故意又は過失により損害を与えた場合においても、責任を負うものとする。

(退学)

第33条 退学しようとする者はその事由を詳記し、保証人連署のうえ学長に願い出、その許可を得なければならない。やむを得ない事由により、本人の願い出ができない場合は、保証人がその事実を証する書類を提出するものとする。

- 2 退学を願い出る者は、願い出た期日を含む学期の授業料・施設設備費を納入していなければならない。

(転学)

第34条 他の大学等へ転学を希望する者は、保証人連署のうえ学長に願い出、その許可を得なければならない。

(休学)

第35条 疾病その他止むを得ない事情により3ヶ月以上修学することが出来ない者は、保証人連署の上学長に願い出、その許可を得なければならない。

- 2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
- 3 休学の始期は、学長が承認した月の月初の日とする。
- 4 休学を終え復学しようとする者は、保証人連署の上願い出、その許可を得なければならない。その場合において休学の理由が疾病にあった者は、回復を証明する医師の診断書を添付しなければならない。
- 5 休学の終期は、学長が承認した月の翌月の月初の日とする。

(休学の期間)

第36条 休学期間は1年を超えることができない。ただし特別の事由があると認められた者にあっては引続き1年を限度として延長することができる。

- 2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。
- 3 休学の期間は在学年数に通算しない。

(復学)

第37条 休学期間満了の時、又は休学期間内であってもその事由が消滅した時は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第38条 次の各号の一に該当する者は教授会の審議を経て学長が除籍する。

- 一 第5条に規定する在学年限を超えた者
- 二 長期間にわたり行方不明の者
- 三 第39条に定める学納金が未納付であり、督促を受けても期日までに納付しない者
- 四 第36条第2項に定める休学の期間を経てなお、復学できない者

第7章 検定料・学納金及び奨学制度

(学納金)

第39条 本学の入学登録料、授業料及び施設設備費（以下「学納金」という。）の金額は、別表2に定めるとおりとする。

2 学納金の納入時期、納入方法、納入猶予及び減額・免除並びに休退学等の場合の取扱い等については「湘北短期大学学納金等に関する規程」（以下「学納金等規程」という。）に定める。

(科目等履修生の検定料、授業料)

第39条の2 科目等履修生の検定料、授業料の金額は、別表3に定めるとおりとする。

(納入された検定料及び学納金)

第40条 納入された検定料は返還しない。

2 納入された学納金は、「学納金等規程」に定めのある場合を除き返還しない。

(奨学制度)

第40条の2 本学に奨学制度を設ける。

2 奨学制度に関する規程は、別に定める。

第8章 教職員組織

(教職員)

第41条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員等の職員をおく。

2 前項のほか、副学長をおくことができる。

第41条の2 学長は、本学を代表し、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

第9章 教授会

(教授会)

第42条 本学に、教授会を置く。

(教授会の構成)

第43条 教授会は学長および教授をもって構成する。

2 第41条第2項の規定により副学長を置く場合は、副学長を構成員に加えるものとする。

3 学長が必要と認めるときは、准教授、専任講師、助教及び助手を構成員に加えることができ

る。

4 学長が必要と認めるときは、教授会に構成員以外の者を出席させることができる。

(教授会の招集等)

第44条 学長は教授会を招集しその議長となる。ただし学長に事故あるときはあらかじめ学長が指名した教授が議長となる。

2 学長に事故あるときは、副学長が議長となる。

3 学長及び副学長がいずれも事故あるときは、あらかじめ学長が指名する者が議長となる。

4 学長は教授会の構成員の3分の2以上から審議事項を付して要請があった場合には、要請のあった日から7日以内に教授会を開催しなければならない。

(教授会の開催)

第45条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(審議事項)

第46条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ意見を述べることができる。

(運営規程への委任)

第47条 その他教授会の運営に関し必要とする事項については別に定める。

第10章 科目等履修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第48条 本学において開設する授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで履修を希望する者があるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生には、第13条及び第17条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生について必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第49条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を希望する者があるときは選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

第 1 1 章 賞罰

(表彰)

第 5 0 条 学生として表彰に値する行為があった時は、学長はこれを表彰することができる。

(罰則)

第 5 1 条 この学則に違反し、また本学の学生としてあるまじき行為があったときは、「学生懲戒規程」に基づき、学長は教授会の審議を経て懲戒する。

- 2 前項の懲戒は退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - 三 正当の理由がなくて出席が常でない者
 - 四 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 1 2 章 公開講座

(公開講座の開設)

第 5 2 条 本学において必要であると認められるときは、公開講座を設けることがある。

第 1 3 章 図書館

(図書館)

第 5 3 条 本学に図書館をおく。

- 2 図書館に関し必要な事項は別に定める。

第 1 4 章 厚生施設等

(厚生施設)

第 5 4 条 本学に厚生補導のための施設として、保健室、食堂等をおく。

- 2 厚生施設の運営に関し必要な事項があるときは別に定める。

付則

1. この学則は、昭和 4 9 年 4 月 1 日より施行する。
1. この学則は、昭和 5 0 年 4 月 1 日より適用する。
1. この学則は、昭和 5 1 年 4 月 1 日より適用する。

1. この学則は、昭和52年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和53年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和54年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和55年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和56年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和57年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和58年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和59年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和60年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和61年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和62年4月1日より適用する。
1. この学則は、昭和63年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成元年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成2年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成3年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成4年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成5年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成6年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成7年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成8年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成9年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成10年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成11年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成12年4月1日より適用する。
1. この学則は、平成13年4月1日より施行する。
1. この学則は、平成14年4月1日より施行する。

ただし、施行日以前に在学中の者は、改正前の学則を適用する。

1. この学則は、平成15年4月1日より施行する。

ただし、平成14年度以前に入学し、平成15年4月1日現在在籍する学生については、入学年度の学則を適用する。

2. 第4条の規定に関わらず、平成15年度の各学科の収容定員は次のとおりとする。

情報メディア学科 130人 電子情報学科 150人

生活プロデュース学科 135人 生活科学科 150人

保育学科 100人 幼児教育科 50人

総合ビジネス学科 135人 商経学科 150人

1. この学則は、平成16年4月1日より施行する。

ただし、平成15年度以前に入学し、平成16年4月1日現在在籍する学生については、入学年度の学則を適用する。

1. この学則は、平成17年4月1日より施行する。

ただし、平成16年度以前に入学し、平成17年4月1日現在在籍する学生については、入

学年度の学則を適用する。

1. この学則は、平成18年3月1日より施行する。

1. この学則は、平成18年4月1日より施行する。

ただし、平成17年度以前に入学し、平成18年4月1日現在在籍する学生については、入学年度の学則を適用する。

1. この学則は、平成19年4月1日より施行する。ただし、平成18年度以前に入学し、平成19年4月1日現在在籍する学生については、入学年度の学則を適用する。

1. この学則は、平成20年4月1日より施行する。ただし、平成19年度以前に入学し、平成20年4月1日現在在籍する学生については、入学年度の学則を適用する。

1. この学則は、平成21年4月1日より施行する。ただし、平成20年度以前に入学し、平成21年4月1日現在在籍する学生については、入学年度の学則を適用する。

1. この学則は、平成22年4月1日より施行する。ただし、平成21年度以前に入学し、平成22年4月1日現在在籍する学生については、入学年度の学則を適用する。

1. この学則は、平成23年4月1日より施行する。ただし、平成22年度以前に入学し、平成23年4月1日現在在籍する学生については、入学年度の学則を適用する。

1. この学則は、平成24年4月1日より施行する。ただし、平成23年度以前に入学し、平成24年4月1日現在在籍する学生については、入学年度の学則を適用する。

1. この学則は、平成25年4月1日より施行する。ただし、平成24年度以前に入学し、平成25年4月1日現在在籍する学生については、入学年度の学則を適用する。

1. この学則は、平成26年4月1日より施行する。ただし、平成25年度以前に入学し、平成26年4月1日現在在籍する学生については、入学年度の学則を適用する。

附則

この学則は、平成27年4月1日より施行する。ただし、平成26年度以前に入学し、平成27年4月1日現在在籍する学生にかかわる第10条の適用については、なお従前の例による。

附則

1. この学則は、平成28年4月1日より施行する。ただし、平成27年度以前に入学し、平成28年4月1日現在在籍する学生にかかわる第10条、第19条、第21条の適用については、なお従前の例による。

2. 第4条の規定にかかわらず、平成29年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学科名	平成28年度 収容定員	平成29年度 収容定員
情報メディア学科	100名	0名
総合ビジネス学科	140名	0名
生活プロデュース学科	280名	280名
保育学科	240名	240名
総合ビジネス・情報学科	220名	440名

3. 情報メディア学科、総合ビジネス学科については、当該学科に在籍する者が、在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。

附則

- 1 この学則は、平成29年4月1日より施行する。ただし、平成28年度以前に入学し、平成29年4月1日現在在籍する学生にかかわる第10条の適用については、なお従前の例による。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成29年度の収容定員は、次のとおりとする。

学科名	平成29年度 収容定員
総合ビジネス・情報学科	440名
生活プロデュース学科	265名
保育学科	255名
情報メディア学科	0名
総合ビジネス学科	0名

- 3 情報メディア学科、総合ビジネス学科については、当該学科に在籍する者が、在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。

附則

1. この学則は、平成29年5月26日より施行し、平成29年4月1日より適用する。
2. 情報メディア学科は、在籍者がいなくなったので、平成29年3月31日をもって廃止する。

附則

- 1 この学則は、平成30年4月1日より施行する。ただし、平成29年度以前に入学し、平成30年4月1日現在在籍する学生にかかわる第10条の適用については、なお従前の例による。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成30年度の収容定員は、次のとおりとする。

学科名	平成30年度 収容定員
総合ビジネス・情報学科	440名
生活プロデュース学科	250名
保育学科	270名
総合ビジネス学科	0名

附則

1. この学則は、平成30年10月8日より施行し、平成30年8月21日より適用する。
2. 総合ビジネス学科は、在籍者がいなくなったので、平成30年8月20日をもって廃止する。

附則

- 1 この学則は、平成31年4月1日より施行する。ただし、平成30年度以前に入学し、平成31年4月1日現在在籍する学生にかかわる第10条の適用については、なお従前の例による。

附則

- 1 この学則は、2019年10月1日から施行し、2019年4月1日から適用する。

附則

- 1 この学則は、2020年4月1日より施行する。ただし、2019年度以前に入学し、2020年4月1日現在在籍する学生にかかわる第10条の適用については、なお従前の例による。

【別表1-I 総合ビジネス・情報学科 教育課程表】

区分	授業科目	必修単位数	選択単位数	合計単位数	備考	
専門科目	商品・流通の基礎 I	2		2		
	ビジネス社会の基礎 I	2		2		
	企業と財務の基礎 I	2		2		
	プレゼミナール I	1		1		
	ゼミナール I	1		1		
	ゼミナール II	1		1		
	ゼミナール III	1		1		
	情報科 学			2	2	
	商品・流通の基礎 II			2	2	
	ビジネス社会の基礎 II			2	2	
	企業と財務の基礎 II			2	2	
	文書作成演習			1	1	
	情報システム			2	2	
	初級簿記 I			2	2	
	初級簿記 II			2	2	
	ビジネス会計論			2	2	
	現代経営の実際			2	2	
	企業評価論			2	2	
	初級販売士総論 I			2	2	
	初級販売士総論 II			2	2	
	接客サービス論			2	2	
	オフィスワークの基礎			2	2	
	情報プレゼンテーションの基礎			1	1	
	世界遺産論			2	2	
	外国書講読 I			1	1	
	外国書講読 II			1	1	
	プログラミング基礎演習			2	2	
	情報デザイン			2	2	
	WEB基礎			2	2	
	ITパスポート(技術・管理)			2	2	
	経営リーダーの知恵に学ぶ			2	2	
	ビジネス能力			2	2	
	デスクワーク入門			2	2	
	デスクワーク演習			1	1	
	ビジネスマナー入門			2	2	
	人事のしくみ			2	2	
	現代ビジネス事情			2	2	
	データ分析演習			1	1	
	VBA実践			2	2	
	MOS実践			2	2	
	オペレーションズリサーチ			2	2	
	商業簿記 I			2	2	
	商業簿記 II			2	2	
中級簿記			2	2		
上級簿記			2	2		
工業簿記			2	2		
原価計算論			2	2		
経理・金融実践演習			1	1		
金融経済入門			2	2		
FP・資金計画論			2	2		
FP・資金運用論			2	2		
応用簿記実践			2	2		
FP実践論			2	2		
マーケティング論			2	2		

区分	授業科目	必修単位数	選択単位数	合計単位数	備考
専門科目	マーケティング戦略論		2	2	
	消費者行動論		2	2	
	ショッピングマネジメント論		2	2	
	広告デザイン論		2	2	
	商品・販売企画論		2	2	
	中級販売士総論		2	2	
	オフィスワーク演習Ⅰ		1	1	
	コミュニケーション総論		2	2	
	秘書ビジネス論		2	2	
	ビジネス文書演習		1	1	
	オフィスワーク演習Ⅱ		1	1	
	オフィスプレゼンテーション		1	1	
	現代社会コミュニケーション論		2	2	
	組織心理学		2	2	
	言語表現とコミュニケーション		2	2	
	観光概論		2	2	
	観光ビジネス論		2	2	
	ホスピタリティー論		2	2	
	ホテルマネジメント		2	2	
	イングリッシュ・コミュニケーション		2	2	
	観光英会話		1	1	
	CALL演習		1	1	
	オーストラリア研究		2	2	
	旅程管理特講		2	2	
	観光地理		2	2	
	旅行業約款		2	2	
	旅行業法		2	2	
	国内旅行実務		2	2	
	実用英会話Ⅰ(R)		2	2	
	実用英会話Ⅱ(R)		2	2	
	実用英作文(R)		2	2	
	時事英語(R)		2	2	
	比較文化(R)		2	2	
	海外ボランティア演習(R)		1	1	
	C言語プログラミング		2	2	
	Javaプログラミング		2	2	
	Javaプログラミング演習		2	2	
	Linux		2	2	
	ゲームデザイン		2	2	
	データ構造論		2	2	
	基本情報		2	2	
	情報処理システム		2	2	
	プロジェクトマネジメント		2	2	
	システム開発		2	2	
	情報セキュリティ		2	2	
	IoT		2	2	
	プロジェクト実践Ⅰ		2	2	
	プロジェクト実践Ⅱ		2	2	
	プロジェクト実践Ⅲ		2	2	
	プロジェクト実践Ⅳ		2	2	
デザイン論		2	2		
コンピュータ基礎		2	2		
ビジュアルコミュニケーション		2	2		
映像表現		2	2		

区分	授業科目	必修単位数	選択単位数	合計単位数	備考
専門科目	データ活用		2	2	
	CG理論		2	2	
	CAD概論		2	2	
	WEBプログラミング		2	2	
	【小計】	10	196	206	
	【総合計】	10	196	206	

【別表1-Ⅱ 生活プロデュース学科 教育課程表】

区分	授業科目	必修単位数	選択単位数	合計単位数	備考
専門科目	生活プロデュース概論	2		2	
	ライフキャリアプランニング	1		1	
	ゼミナールⅠ	2		2	
	ゼミナールⅡ	1		1	
	オフィスワーク演習	1		1	
	現代女性の社会学		2	2	
	サービス介助演習		1	1	
	色彩学		2	2	
	子供服と小物の演習		1	1	
	ファッション販売論		2	2	
	カラーとクラフト		1	1	
	ファッション基礎実験		1	1	
	ファッションデザイン論		2	2	
	ファッションビジネス論		2	2	
	ラッピングコーディネート演習		1	1	
	ブライダルコーディネートⅠ		2	2	
	テキスタイルデザイン		2	2	
	アパレルメイキング演習		1	1	
	ファッションコーディネート演習		1	1	
	ファッションデザイン演習		1	1	
	ファッションと心理		2	2	
	アパレル企画論		2	2	
	ファッションプロデュース		1	1	
	リビングケア		2	2	
	ブライダルコーディネートⅡ		2	2	
	食物と健康		2	2	
	トータルクッキングⅠ		2	2	
	フードコーディネート基礎		2	2	
	栄養学		2	2	
	食品学		2	2	
	トータルクッキングⅡ		2	2	
	フードビジネス特講		2	2	
	食空間プランニング		2	2	
	健康科学		2	2	
	食空間コーディネート		1	1	
	ライフステージと食物		2	2	
	食品の流通・消費		2	2	
	食の企画と演出		1	1	
	食品と調理		2	2	
	食品衛生学		2	2	
	インテリア計画		2	2	
	インテリアコーディネート		1	1	
	インテリア設計Ⅰ		2	2	
住まいの計画		2	2		
福祉住環境コーディネート論		2	2		
CAD入門		1	1		
インテリア設計Ⅱ		1	1		
インテリア雑貨とファニチャーデザイン		1	1		
インテリア構法		2	2		
インテリア設計Ⅲ		1	1		

区分	授業科目	必修単位数	選択単位数	合計単位数	備考
専門科目	ディスプレイ・収納計画演習		1	1	
	インテリアデザインプロデュース		1	1	
	環境と暮らし		2	2	
	布おもちゃ製作		1	1	
	キッズスペース論		2	2	
	心理学		2	2	
	発達心理学		2	2	
	子どものワークショップ演習Ⅰ		1	1	
	チャイルドケア論		2	2	
	接客サービス特講		2	2	
	自己理解の心理学		2	2	
	創作絵本の制作		1	1	
	子どものワークショップ演習Ⅱ		1	1	
	子どもの食生活(演習含む)		2	2	
	ユニバーサルファッションの演習		1	1	
	子ども・教育・社会		2	2	
	家族援助論		2	2	
	医療業界研究		2	2	
	コンピュータ演習		1	1	
	からだのしくみと機能		2	2	
	患者接遇とコミュニケーション		1	1	
	医療事務(メディカルクラーク)Ⅰ		2	2	
	医療事務(メディカルクラーク)Ⅱ		2	2	
	医療事務(メディカルクラーク)Ⅲ		2	2	
	調剤事務		2	2	
	医療関連法規		2	2	
	医療事務コンピュータ演習Ⅰ		1	1	
	医療事務コンピュータ演習Ⅱ		1	1	
	診療報酬Ⅰ		1	1	
	診療報酬Ⅱ		1	1	
	公衆衛生		2	2	
	ケアマネジメント概論		2	2	
	【小計】	7	125	132	
	【総合計】	7	125	132	

【別表1-Ⅲ 保育学科 教育課程表】

区分	授業科目	必修 単位数	選択 単位数	合計 単位数	教職免許 必修	保育士 必修	備考
保健体育	体 育 実 技 / 理 論	2		2	○	○	
	【 小 計 】	2	0	2			
専門科目	日 本 国 憲 法		2	2	○	○	
	情 報 処 理 入 門 I	1		1	○	△	
	情 報 処 理 入 門 II	1		1	○	△	
	現 代 の 人 間 関 係 分 析		2	2		△	
	社 会 福 祉	2		2		○	
	子 ども 家 庭 福 祉	2		2		○	
	保 育 原 理	2		2		○	
	社 会 的 養 護 I	2		2		○	
	教 育 原 理	2		2	○	○	
	教 職 概 論		2	2	○	□	
	保 育 者 論	2		2		○	
	教 育 の 制 度 と 経 営		2	2	○		
	保 育 の 心 理 学	2		2	○	○	
	子 ども の 理 解 と 援 助	1		1		○	
	子 ども 家 庭 支 援 の 心 理 学		2	2		○	
	子 ども の 保 健	2		2		○	
	子 ども の 健 康 と 安 全		1	1		○	
	子 ども の 食 と 栄 養		2	2		○	
	子 ども 家 庭 支 援 論		2	2		○	
	青 年 心 理 学		2	2		□	
	保 育 ・ 教 育 課 程 論		2	2	○	○	
	保 育 内 容 総 論		2	2	○	○	
	健 康 の 指 導		1	1	○	○	
	環 境 の 指 導		1	1	○	○	
	人 間 関 係 の 指 導		1	1	○	○	
	言 葉 の 指 導		1	1	○	○	
	表 現 の 指 導		1	1	○	○	
	乳 児 保 育 I	2		2		○	
	乳 児 保 育 II		1	1		○	
	地 域 子 育 て 支 援 論		1	1			
	特 別 支 援 教 育 (障 害 児 保 育 を 含 む)		2	2	○	○	
	社 会 的 養 護 II		1	1		○	
	表 現 の 指 導 (音 体)		1	1		○	
	表 現 の 指 導 (造 形)		1	1		○	
	児 童 文 化		2	2		□	
	教 育 方 法 論		2	2	○		
	幼 児 の 理 解 と 相 談		2	2	○		
	子 育 て 支 援		1	1		○	
	造 形 表 現	2		2	○	○	
	造 形 表 現 II		1	1		□	
	身 体 表 現	2		2	○	○	
	音 楽 実 技 I	2		2		○	
	身 体 表 現 II		1	1		□	
	音 楽 表 現		2	2	○	□	
	音 楽 実 技 II		2	2		□	
	保 育 ・ 教 職 実 践 演 習 (幼 稚 園)		2	2	○	○	
	教 育 実 習		4	4	○		
	教 育 実 習 指 導		1	1	○		
	保 育 実 習 I (保 育 所)		2	2		○	

区分	授業科目	必修 単位数	選択 単位数	合計 単位数	教職免許 必修	保育士 必修	備考
専門科目	保 育 実 習 I (施 設)		2	2		○	
	保 育 実 習 指 導 I		2	2		○	
	保 育 実 習 II		2	2		◎	
	保 育 実 習 指 導 II		1	1			
	保 育 実 習 III		2	2		■	
	保 育 実 習 指 導 III		1	1			
	ゼ ミ ナ ー ル	2		2			
	進 路 ・ 生 活 指 導	1		1			
	【小計】	30	65	95			
	【総合計】	32	65	97			

備考：保育士資格取得には□科目から2単位以上、
◎科目（2科目）または■科目（2科目）から3単位以上
△科目（4科目（リベラルアーツ科目含む））から2単位以上選択必修

【別表1-IV リベラルアーツ科目 教育課程表】

区分	授業科目	必修単位数	選択単位数	合計単位数	備考
リベラル アーツ 科目	日本語リテラシー I		2	2	
	日本語リテラシー II	2		2	保育士必修
	情報リテラシー		1	1	
	情報リテラシー演習		1	1	
	生涯スポーツと健康 I		1	1	
	生涯スポーツと健康 II		1	1	
	コミュニケーションリテラシー		2	2	
	市民基礎リテラシー		2	2	
	日本語コミュニケーション		2	2	
	現代社会と倫理		2	2	保育士選択必修
	社会と環境		2	2	
	メディア論		2	2	
	ファッション文化論		2	2	
	現代日本文化論		2	2	
	【小計】	2	22	24	
	【総合計】	2	22	24	

【別表1-V 国際理解科目 教育課程表】

区分	授業科目	必修単位数	選択単位数	合計単位数	備考
国際理解 科目	ジェネラル・イングリッシュ I		1	1	
	ジェネラル・イングリッシュ II		1	1	
	英語		2	2	保育士必修
	エッセンシャル・イングリッシュ		1	1	
	イングリッシュ・グラマー		2	2	
	アドヴァンス・イングリッシュ I		1	1	
	アドヴァンス・イングリッシュ II		1	1	
	T O E I C (初級)		1	1	
	T O E I C (中級)		1	1	
	T O E I C (ブラッシュアップ)		1	1	
	海外英語研修		2	2	
	中国語		1	1	
	外国事情		2	2	
		【小計】	0	17	17
	【総合計】	0	17	17	

【別表1-VI インターンシップ科目 教育課程表】

区分	授業科目	必修単位数	選択単位数	合計単位数	備考
インターン シップ科目	春季インターンシップ（長期）		2	2	
	春季インターンシップ（短期）		1	1	
	インターンシップリテラシー		1	1	
	インターンシップティーチング		1	1	
【小計】		0	5	5	
【総合計】		0	5	5	

【別表1-VII 就業力育成科目 教育課程表】

区分	授業科目	必修単位数	選択単位数	合計単位数	備考
就業力 育成科目	キャリアリテラシー（社会人基礎）		2	2	
	キャリアベーシック（SPI）		2	2	
	就職活動実践演習		1	1	
	キャリアブラッシュアップ		2	2	
	基礎教養のための数学演習		1	1	
	事務職のためのPC演習		1	1	
【小計】		0	9	9	
【総合計】		0	9	9	

【別表1-VIII 日本語科目 教育課程表】

区分	授業科目	必修単位数	選択単位数	合計単位数	備考
日本語 科目	日本語		2	2	
	日本事情Ⅰ		2	2	
	日本事情Ⅱ		2	2	
【小計】		0	6	6	
【総合計】		0	6	6	

別表2 (第30条の2、第39条関係)

【検定料】

入学検定料	30,000
再入学検定料	3,000
転入学検定料	5,000
転学科検定料	5,000

【学納金】

2019年度以降入学者(学科生)

	入学登録料	授業料(年額)	施設設備費(年額)
総合ビジネス・情報学科	300,000	850,000	230,000
生活プロデュース学科	300,000	850,000	230,000
保育学科	300,000	920,000	230,000

2018年度以前入学者(学科生)

	入学登録料	授業料(年額)	施設設備費(年額)
総合ビジネス・情報学科	300,000	850,000	220,000
生活プロデュース学科	300,000	850,000	220,000
保育学科	300,000	920,000	220,000

(単位:円)

別表3 (第39条の2関係)

【科目等履修生検定料・授業料】

科目等履修生検定料	5,000		
	講義科目	演習科目	実験・実習科目
授業料(1単位につき)	15,000	30,000	45,000

(単位:円)